

館林市監査委員告示第 2 号

地方自治法第 1 9 9 条第 9 項の規定により、令和 6 年度随時監査の結果を別紙の
おり公表する。

令和 7 年 2 月 2 0 日

館林市監査委員 早 川 勉

館林市監査委員 野 村 晴 三

館監第326001号

令和7年2月20日

館林市長 多 田 善 宏 様
館林市議会議長 渋谷 理津子 様
館林市教育委員会教育長 川 島 健 治 様

館林市監査委員 早 川 勉

館林市監査委員 野 村 晴 三

随時監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、随時監査（学校）を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

随時監査結果報告書

1 監査の基準

館林市監査基準（令和2年館林市監査委訓令第1号）

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する随時監査

3 監査の対象

館林市立第五小学校、館林市立第六小学校、館林市立第七小学校、
館林市立第三中学校

4 監査の実施期間

令和6年11月25日から令和7年2月17日まで

5 監査の着眼点

各小・中学校における、市費で購入した備品等の管理状況、現金等の出納取扱い状況その他事務が、適正に執行されているかについて、次の点に留意した。

- （1）備品の管理は適正に行われているか
- （2）学校預かり金の管理は適正に行われているか
- （3）郵便切手等の管理が適正に行われているか

6 監査の実施内容

対象小・中学校から備品台帳及び関係書類の提出を求め、事前に書面により確認を行った。また、現地監査として、現地にて関係書類を調査し、事務担当者から説明を聴取するとともに、備品の管理状況について実査した。

7 監査の結果

備品の管理状況や現金等の出納取扱い事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。なお、事務処理上、留意すべき事項については口頭で指示したので記述は省略した。